

令和7年度

鳥取県会計年度任用職員(警備員)採用試験募集案内

鳥取県西部総合事務所県民福祉局 米子児童相談所
〒 683-0052 米子市博労町四丁目50
(電話) 0859-33-1471

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

| | |
|---------|--|
| 受付期間 | 令和7年1月27日(月)～令和7年2月7日(金) ◎採用試験申込書等を受付期間内に鳥取県西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所(住所は試験会場欄に記載)に直接持参すること。 受付時間:午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝祭日は閉庁日のため受け付けておりません。) |
| 試験日時 | 令和7年2月12日(水) ◎受付開始時刻 午後 1時 ◎試験開始時刻 午後 1時10分 |
| 試験会場 | 鳥取県西部総合事務所県民福祉局 米子児童相談所 (米子市博労町四丁目50) |
| 試験結果発表日 | 令和7年2月17日(月) (予定) |

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

| 職種 | 採用予定者数 | 職務の内容 | 配属先 |
|-----|--------|---|-----------------------|
| 警備員 | 2名 | ・庁舎警備に関すること(日直・宿直それぞれの勤務につき巡視を4回実施する) ・児童虐待等の電話の対応に関すること ・その他児童相談所の業務に関すること | 西部総合事務所県民福祉局(米子児童相談所) |

3 受験資格

- 年齢 18歳以上、性別は問いません。
- 必要な資格、免許等 なし
- 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - 地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者
- 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験可能です。

また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務(許認可事務、補助金等業務等)には就くことができません。

4 試験内容、時間

| 試験種目 | 試験時間 | 配点 | 内容 |
|------|------|-----|----------------------|
| 専門試験 | 40分 | 20点 | 思考、知識、表現能力等についての作文試験 |
| 適性試験 | 15分 | | 業務に対する適性のための試験 |

| | | | |
|------|-----|-----|-------------------|
| 人物試験 | 20分 | 50点 | 対応能力、態度等についての口述試験 |
|------|-----|-----|-------------------|

5 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

| | |
|-----------|--|
| 給与 | <p>○報酬 日直勤務は1回あたり7,400円、宿直勤務は1回あたり10,285円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までには制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。 ※県一般職の給料月額の設定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.21月（6月期：1.105月分、12月期：1.105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和7年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100） ※県一般職の期末勤勉手当の設定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,700円から53,100円に1か月の通勤回数に乗じて21で除した額（16/21を上限とします）を支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。</p> |
| 福利 | <p>健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。</p> |
| 休暇 | <p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。</p> <p>(2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p> |
| 勤務日及び勤務時間 | <p>○勤務日 月23回以内</p> <p>○勤務時間 日直 午前8時30分から午後5時15分まで 宿直 午後5時15分から翌日午前8時30分まで 上記時間は、公務の必要によりやむを得ず変更することがあります。</p> <p>○時間外勤務 公務のため臨時の必要がある場合においては、時間外勤務を命ずることがあります。</p> |
| 任用の期間 | <p>従業務が翌年度も継続される場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります。（再度の任用4回まで）</p> |
| その他 | |

7 受験申込手続

| | |
|-------|--|
| 提出書類等 | (1) 採用試験申込書 1部 (顔写真を貼付すること) (2) 合否通知用受取先を記入した返信用封筒 (110円切手を貼付) 1通 |
| 申込み先 | 鳥取県西部総合事務所県民福祉局 米子児童相談所 〒683-0052 米子市博労町四丁目50 電話 (0859)33-1471 |

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

※記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。

8 合格者の決定方法

専門試験と人物試験の評価点を合算し、適性試験の状況を加味して一定の水準に達した方の中から得点の高い順に合格者を決定します。

ただし、それぞれの得点が一定の水準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

9 合格者の発表

受験者全員に郵送で合否を通知します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例 (令和4年鳥取県条例第29号) 第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。

その際、マイナンバーカード、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

| 開示請求ができる者 | 開示の内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|--------------|-----------|------------|---------|
| 受験者本人又は法定代理人 | 試験の得点及び順位 | 合格発表日から1月間 | 米子児童相談所 |

11 試験に関する注意事項

(1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。

(2) 受験の際は、筆記用具 (HB又はBの鉛筆、消しゴム) を持参してください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格者決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

【会場地図】

